

「神戸市公民館条例施行規則の一部改正」について(概要)

1. 改正の趣旨

神戸市立公民館（住之江・葺合・清風・長田・南須磨・東垂水・玉津南公民館）について、神戸市公民館条例第 20 条に基づき制定された神戸市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）の一部を改正し、休館日及び開館時間等を変更します。

現在、休館日である日曜日（住之江公民館においては月曜日）・祝日（住之江公民館においては祝日が月曜日の場合はその翌日）及び開館時間外であった休館日の前日の 17 時以降については、現在でも貸館の利用申し込みがあれば開館していますが、これらを午前 9 時から午後 9 時まで常時開館とします。

また、使用申込の対象としていた附属設備（パーソナルコンピュータ、デジタルプロジェクター、陶芸用電気炉）について、利用実態等を踏まえて使用申込の対象外とします。

これらの改正により、より利便性が高く、市民が集いやすい施設を目指します。

2. 改正案の概要

(1)休館日及び開館時間の変更(規則第9条及び第 10 条関係)

【現行】

	休館日	開館時間
住之江公民館	・ 月曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（当該日が月曜日の場合はその翌日） ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 ・ 公民館の管理運営上必要があると認める日	午前 9 時から午後 9 時まで ただし、休館日の前日は、午前 9 時から午後 5 時まで 施設等の使用の許可を受けようとする者の申請に基づき、午後 5 時から午後 9 時までの間で許可した時間について開館することができる。
葺合・清風・長田・南須磨・東垂水・玉津南公民館	・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 ・ 公民館の管理運営上必要があると認める日	

【改正後】

	休館日	開館時間
住之江・葺合・清風・長田・南須磨・東垂水・玉津南公民館	・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 ・ 公民館の管理運営上必要があると認める日	午前 9 時から午後 9 時まで 特に必要があると認めたときは、前項の開館時間を変更することができる。

(2)使用の許可の規定の改正(規則第2条関係)

使用の申込ができる期間について、神戸市地域サービス情報システム（あじさいネットシステム）の運用に合わせて柔軟に対応できるよう、2か月前の日の属する月の初日から使用の4開館日前までとしている規定を削除する。

(3)附属設備の削除(規則第3条及び別表関係)

規定している附属設備を削除する。

- ・長田公民館の附属設備について、パーソナルコンピュータを削除する。
- ・住之江公民館、葺合公民館、清風公民館、長田公民館、南須磨公民館、東垂水公民館、玉津南公民館の附属設備について、デジタルプロジェクターを使用許可の対象としない取扱いとし、無料で使用できる取扱いに変更する。
- ・清風公民館、長田公民館、南須磨公民館の附属設備について、陶芸用電気炉を安全管理の観点から、使用許可の対象としない取扱いとする。

(4)減免額の見直し(規則第5条関係)

特別な事情がある場合において、市長が特に必要があると認めるときに減額する使用料の額を「使用料の5割相当額の減額又は免除」から「市長が定める額の減額又は免除」に変更する。

(5)使用料の返還の申し出期限の一部変更(規則第6条関係)

使用料の返還の申し出の期限について、7日前の日が休館日の場合はその翌日までとしているところ、神戸市地域サービス情報システム（あじさいネットシステム）を利用する場合はシステムに準拠する取扱いとする。

(6)申請様式の削除(規則第2条関係(使用の許可)、第5条関係(使用料の減免)、第6条関係(使用料の返還))

各条項で規定する手続きの様式（様式第1号～第4号）について、規則から削除する。

(7)その他、必要な規定の整備

条ずれ等必要な規定の整備

3. 施行予定時期

令和8年4月